様式１

記入例

提出日を記入
≪空欄にしない≫

令和　8年10月　●日

HRNO　1123

HRNOを記入

静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書

（注：奨学給付金は、返済不要の給付金です。）

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添えて、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。（私が生活保護受給世帯の場合は、静岡県高等学校等奨学給付金認定事務に応じ福祉事務所等へ照会されることについて同意します。）

【１　申請者（保護者）情報を記入してください】

申請者住所	〒 123-4567 静岡県浜松市中央区〇〇町123 コーポA101 Tel（053 ）434 － 1234	ふりがな	はまとう ちちお
		申請者氏名	浜東 父男
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他（　　）		

該当するものに〇をつける

【２　申請上、口に　さい】

内容を確認しチェックする

☑
・この　容は、事実に相違ありません。
・この　記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
・私（　者）は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。
・この申請の対象となる高校生等は児童福祉　ません。
・就学支援金等の判定結果を本申請に係る給　の全額を
その申請内容に虚偽があり審査結果に変更
即時返還します。（静岡県公立のみ）

生徒氏名（ふりがな）及び生年月日を記入し、科に〇をつける。

【３　対象となる高校生等について記入してくだ】

ふりがな	はまとう いちろう	生年月日	昭和 平成 ● 年 ●● 月 ●● 日
氏名	浜東　一郎		

国籍

□ 日本国

☑ 日本国以外

国籍が「日本国以外」の場合に記入する項目のみ□にを付けてください。

該当する国籍要件にチェックをし、必要事項を記入する

①	□ 特別永住者	
②	□ 永住者	
③	□ 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦　年　月　日）	
④	□ 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦　年　月　日）	
⑤-1	☑ 定住者（在留期間（満了日）西暦 2026 年 ●月 ●日）、日本国への永住意思有	
⑤-2	□ 定住者（在留期間（満了日）西暦　年　月　日）、日本国への永住意思無	
⑥-1	□ 家族滞在（日本国の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）	
⑥-2	□ 家族滞在（⑧-1以外）	
⑦	□ ③～⑧以外の在留資格のうち留学による者（在留期間（満了日）西暦　年　月　日）	

在学する学校

学校名、課程等	静岡県立浜松東高等学校　全日制（情報ﾋﾞｼﾞﾈｽ・総合ﾋﾞｼﾞﾈｽ・普通）科		
在学期間	2026 年 4 月 1 日 ～　年　月　日	学年	1 年
学校の所在地（県内公立は不要）	都道　市区		

【推奨】
諸会費等校納金（学年会費・修学旅行積立など）に未納がある方は、ここに✔すると、給付金が支給されるときに、未納分の校納金に充当されます。差額は校納金口座へ返金されます。

科に〇をつけ、在学期間および学年を記入する。

【４　振込口座について
下記のとおり静岡県高　ます。
（静岡県高等学校等奨　委任します。）

※　下記希望　。
私が　る前　等（教材費、学用品費、校外活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、修学旅行費等）に充てることについて、学校設置者（校長）に委任することを承認します。

☑ 授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座（諸会費口座と同じ口座）に振込を依頼します。

□ 下記に記入　座に振込を依頼します。（市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください）

【推奨】
支給された給付金は、諸会費等校納金（学年会費・修学旅行積立など）の引き落とし口座として登録済みの口座へ入金されます。

振込先（該当するも	銀行・金庫・農協　店・出張所・所
預貯	
預貯金口座	
フリガナ	
口座名義人	

※この申請書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒　　－

次のページに進んでください。

【５　保護者等の収入状況について、(1)～(3)の該当する項目の□に✔点を記入して

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第３６条の規定による生業扶助（高等
　　受給していることが分かる証明書を提出します。

生活保護受給世帯の場合

✓	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式２） ※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。

チェックする

(2)-1　次　提出します。ア～カの該当する項目の□に✔点を記入してください。

ア□	親権者（両親）２名分
イ□	親権者１名分　**※下記３つのうち、該当する項目の□に✔点を記入** □親権者のうち１人が無職・無収入（令和７年（１月～12月）給与等の収入がなかった者） 　であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が１名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち１人の課税証明書類を提出できない場合等
ウ□	未成年後見人（　　）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である 　場合は、その者を除く。
エ□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）２名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する 者に変更がない場合
オ□	主たる生計維持者　１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
カ□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合　等

(2)-2　所得に関する書類を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名		高校生等との続柄	
道府県民税所得割額　①		円	
市町村民税所得割額　②		円	

氏名		高校生等との続柄	
道府県民税所得割額　③		円	
市町村民税所得割額　④		円	

所得割額の合算 （①＋②＋③＋④）	円	※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、 切捨て0円として合算

(3)　次の理由

□	所得確認　場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び 市町村民　場合

・チェック
・生活保護受給証明書等の添付書類を、
必ず同封してください。

【６　申請区分　てください】

申請区分	世帯区分	全日制・定時制	通信制
✓	生活保護（生活扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
□	住民税非課税世帯 ※所得割額の合算が0円で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません	143,700 円	50,500 円
□	所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	47,900 円	16,830 円
□	所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	35,930 円	12,630 円

【５　保護者等の収入状況について、(1)～(3)の該当する項目の□に✔点を記入して

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第３６条の規定による生業扶助（高等

受給

非課税世帯の場合
（親権者２人収入あり）

チェックする
※2名分の課税証明書等を添付してください。
※令和8年度（令和7年分）であること！

□	生業扶 ※生業 等にて代用を「可」とする。

(2)-1　次の者の所 を提出します。ア～カの該当する項目の□に✔点を記入してください。

ア✓	親権者（両親）２名分
イ□	親権者１名分　※下記３つのうち、該当する項目の□に✔点を記入 □親権者のうち１人が無職・無収入（令和７年（１月～12月）給与等の収入がなかった者） であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が１名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち１人の課税証明書類を提出できない場合等
ウ□	未成年後見人（　　）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）２名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ□	主たる生計維持者　１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
カ□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだ ている場合　等

注目!
★忘れずに記入★（注:未記入者多数）
課税証明書等の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

(2)-2　所得に関する書類を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び所得 を記入してください。

氏名	浜東　父男	高校生等との続柄	父
道府県民税所得割額　①		0	円
市町村民税所得割額　②		0	円

氏名	浜東　母子	高校生等との続柄	母
道府県民税所得割額　③		0	円
市町村民税所得割額　④		0	円

所得割額の合算 （①＋②＋③＋④）	0	円

※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算

(3)　次の理由により、課税証明書等を提出しません。

□	所得確認の対象の高校生等本人（(2)-1の⑥に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【６　申請区分について、該当する項目の□に✔点を記入してください】

チェックする

申請区分	世帯区分	全日制・定時制	通信制
	□ 生 助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
	✓ 住民税非課税世帯 ※所得割額の合算が0円で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません	143,700 円	50,500 円
	□ 所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	47,900 円	16,830 円
	□ 所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	35,930 円	12,630 円

【５　保護者等の収入状況について、(1)～(3)の該当する項目の□に✔点を記入してください】

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第３６条の規定による生業扶助（高[illegible]
　　受給していることが分かる証明書を提出します。

□	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式○） ※生業[illegible]等にて代用

課税額合計が基準額未満の世帯の場合（親権者１人の場合

チェックする
※1名分の課税証明書等を添付してください。
※令和8年度（令和7年分）であること！

(2)-1　次の[illegible]項目の□に✔点を記入してください。

ア□	親権者（両[illegible]名分
イ✔	親権者１名分　※下記３つのうち、該当する項目の□に✔点を記入 □親権者のうち１人が無職・無収入（令和７年（１月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 ✔離婚・死別等により親権者が１名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち１人の課税証明書類を提出できない場合等
ウ□	未成年[illegible] 親権者[illegible]選任されている場合 （未成[illegible]いる場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）２名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ□	主たる生計維持者　１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
カ□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在し[illegible]合であり、 ・成人に達している[illegible] ・未成年であるが達[illegible]入を得ている場合　等

・理由も忘れずにチェックしてください

注目！
★忘れずに記入★（注：未記入者多数）
課税証明書等の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

(2)-2　所得に関する書類を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	浜東　父男	高校生等との続柄	父
道府県民税所得割額　①		1,500	円
市町村民税所得割額　②		0	円

氏名		高校生等との続柄	
道府県民税所得割額　③			円
市町村民税所得割額　④			円

所得割額の合算（①＋②＋③＋④）	1,500 円

※①、②、③、④がそれぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算

(3)　次の理由により、課税証明書等を提出しません。

□	所得確認の対象の高校生等本人（(2)-1の⑥に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【６　申請区分について、該当する項目の□に✔点を記入してください】

申請区分	世帯区分	全日制・定時制	通信制
	□　生活保護（生活扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
	□　[illegible]帯 ※[illegible]円で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第[illegible]生業扶助を受給していません	143,700 円	50,500 円
	✔　所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	47,900 円	16,830 円
	□　所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※高校生等の国籍が日本国、①～④、⑤-1、⑥-1のいずれかに該当する場合のみ	35,930 円	12,630 円

チェックする